



内閣府

令和 3 年 3 月 2 9 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

「沖縄県内 国道初！」 道路協力団体の指定を行います ～民間団体による道路管理の充実に向け、活動スタート～

○沖縄総合事務局開発建設部では、国が管理する国道において、道路協力団体^{注)}の指定に向けた公募を令和 2 年 11 月 9 日から行いました。

○今回、申請のあった団体について、審査した結果、下記 1 団体を令和 3 年 3 月 31 日付で道路協力団体に指定します。

法人等の名称	活動を行う道路の区間
特定非営利活動法人 しまづくりネット	国道 58 号 那覇市松山 1 丁目（松山交差点）～ 泉崎 1 丁目（旭橋交差点）

○上記団体では、道路（歩道）の清掃等の道路美化活動に加え、今後、駐輪場の整備・管理運営を実施する予定です。※別紙①参照

注）道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成 28 年 4 月に創設されました。

制度の概要については、「別紙②」をご覧ください。

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 TEL098－866－0031（代）

開発建設部 道路管理課

道路管理課長 うえはら 上原 啓文（内：4411）

課長補佐 まつかわ 松川 つよし 剛（内：4413）

ホームページ：<http://www.ogb.go.jp/kaiken/>

道路協力団体の指定状況（沖縄総合事務局管内）

別紙①

指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	活動団体の所在地	活動を行う道路の区間	活動内容
国（沖縄総合事務局）南部第1号	令和3年3月31日	令和8年3月31日まで	特定非営利活動法人 しまづくりネット	那覇市牧志3-13-4	国道58号 那覇市松山1丁目（松山交差点） ～泉崎1丁目（旭橋交差点）	・道路清掃 ・自転車駐輪場の整備及び管理運営 ・普及啓発活動 （放置自転車防止、自転車利用による渋滞削減 など）

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

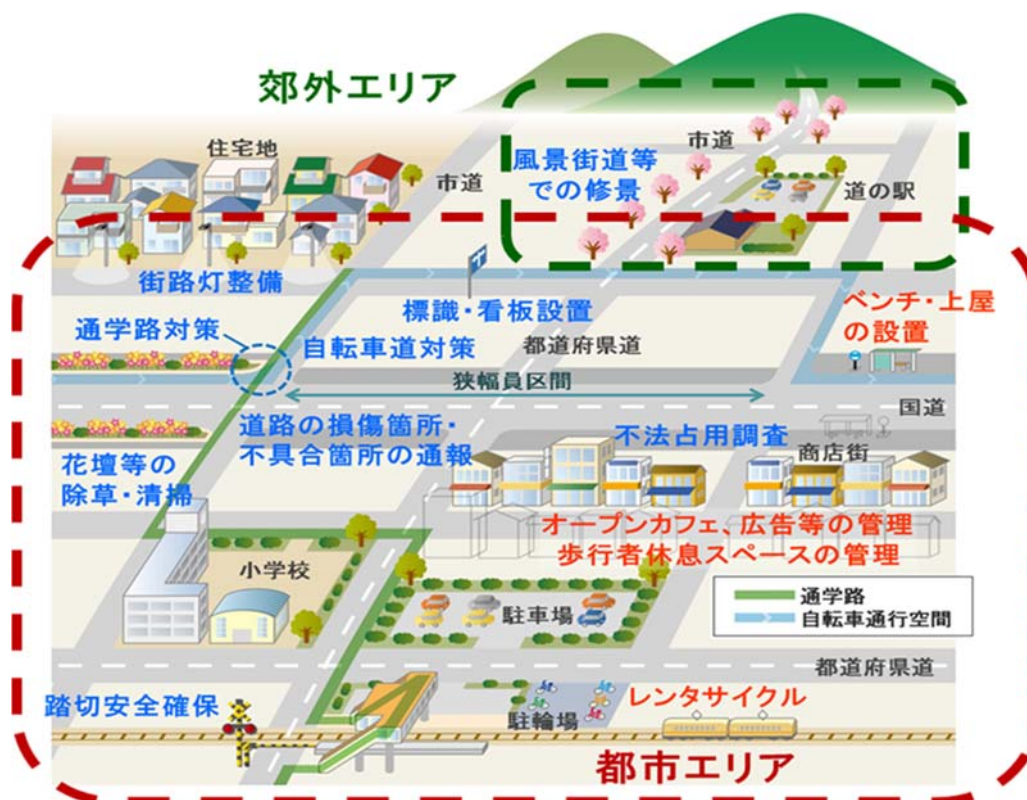
2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 47）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。
申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

